

通訳案内業法施行規則の一部改正について

平成 17 年 12 月
国土交通省
総合政策局旅行振興課

1. 改正の背景

先般の通常国会において、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号。以下「改正法」という。）が成立しました。

改正法のうち、通訳案内業法の一部改正につきましては、通訳ガイドの参入規制の緩和及び通訳案内士試験の実施基準の法定並びに通訳ガイドの業務の適性の確保を目的とするもので、これに伴い必要な省令の規定を整備することを検討しています。

2. 改正の内容

○筆記試験の免除について

- ① 以下の表のとおり、左に掲げる国家試験又は都道府県知事が行う試験に合格した者等については、右に掲げる筆記試験を免除する。

通訳案内士試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者	次回の通訳案内士試験の筆記試験のうち当該合格点を得た科目
一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者	当該外国語の科目
一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験のうち外国語の科目について合格点を得た者	当該試験が行われた後最初に行われる通訳案内士試験の筆記試験のうち当該外国語の科目
旅行業務取扱管理者試験に合格した者	日本地理の科目

- ② その他国土交通大臣が定める試験に合格した者については、筆記試験の一部の科目を免除する。

○通訳案内士の登録について

- ・ 本邦内に住所を有さない者（以下「非居住者」という。）が、通訳案内

士試験に合格し都道府県知事の登録を受けようとする際には、その非居住者は、本邦内に住所を有し登録に関する一切の行為を代理する権限を有する者（以下「代理人」という。）を定めなければならないこととする。

- ・ 法第18条に規定する登録事項は、登録番号及び登録年月日、合格した外国語の種類並びに非居住者にあつてはその代理人の氏名及び住所とする。
- ・ 非居住者が登録を受けようとする際には、代理人の住所地を管轄する都道府県知事に登録申請書を提出しなければならないこととし、当該申請書には、登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付しなければならないこととする。
- ・ 法第23条第1項の規定による登録事項の変更の届出において、非居住者の代理人の住所地に変更があるときは、変更後の当該代理人の住所地を管轄する都道府県知事に変更届出書を提出しなければならないこととする。

○その他所要の改正

3. スケジュール（予定）

公布日：平成18年1月

施行日：平成18年4月1日